

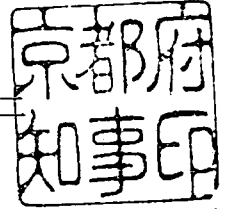
写

資料 2

7 企理第 107 号
平成 17 年 5 月 30 日

京都府国民保護協議会
会長 山田 啓二 様

京都府知事 山田 啓二



京都府国民保護計画について（諮問）

京都府国民保護計画について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 37 条第 3 項の規定により諮問します。

京都府国民保護計画に定める事項(法第11条及び第34条関係)

- 京都府の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 京都府が実施する国民の保護のための措置に関する事項
 - ・ 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、京都府の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
 - ・ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - ・ 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - ・ 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
 - ・ 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 市町村の国民の保護に関する計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 京都府の区域に係る国民の保護のための措置に関し京都府知事が必要と認める事項